

# 入札説明書

令和8年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務に係る入札公告に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

入札公告のとおり。

- (1) 本業務は、翌年度にわたる債務負担に係る承認を得、予算執行手続きが整ったことを条件とする業務であり、入札日までに予算執行手続きが整わなかった場合は、本業務の入札の執行を中止する場合がある。

## 2 競争参加資格

本業務の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者で、営業品目が「調査研究」に登録され、競争参加地域が「九州・沖縄」を選択している者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 契約担当官等から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政第338号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札公告の記2の(4)及び上記2の(4)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格」は次のとおりとする。
  - ① 土壌汚染対策法第3条第1項に基づき、環境省が定める「指定調査機関」であることを通知の写しにより証明できること。
  - ② 「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」（平成20年1月17日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に基づき、地中に埋設された農薬の埋設箇所を特定するための地中探査業務及び農薬の成分等の分析、掘削対象範囲の確定業務の実績を契約書類の写しにより証明できること。
- (7) この一般競争入札に参加できる者は、入札公告及び入札説明書に記載されている競争参加資格を有することを証明する書類を、入札公告に定める期限までに提出し、

確認を受けた者であること。

- (8) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

### 3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

### 4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、上記2に記載されている競争参加資格を有することを証明するため、下記に掲げるところに従い競争参加資格確認申請書（別紙様式1）及び証明書類を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (1) 競争参加資格確認申請の受付窓口及び受付時間

- ① 受付窓口：〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2番7号  
九州森林管理局 経理課 主計係  
メールアドレス：ky\_keiri@maff.go.jp  
電話：096-328-3561

- ② 受付時間：9時から17時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

#### (2) 証明書類

- ① 全省庁統一資格の「資格審査結果通知書」の写し  
② 土壌汚染対策法第3条第1項に基づき、環境省が定める「指定調査機関」であることを通知の写し  
③ 地中に埋設された農薬の埋設箇所を特定するための地中探査業務及び農薬の成分等の分析、掘削対象範囲の確定業務の実績を証明する契約書類の写し

#### (3) 提出部数 1部

#### (4) 提出方法

提出書類は、電子調達システムにより、PDFファイル形式により送信すること。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、競争参加資格確認申請書（様式1）及び上7記(2)「証明書類①～③」をそれぞれ添付し提出すること。

##### ① 電子調達システムによる場合

##### ア 提出期間

令和8年6月10日から令和8年6月30日までの9時から17時までとする。  
ただし、休日を除く。

##### イ 提出方法

電子調達システムの「提案書等提出」画面の提案書等フィールドに添付しPDFファイル形式により提出すること。

ただし、証明書類等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は6MB以内とする。）とし、締切り日時までに必着すること。この場合、必要書類の一式を電子メールにより送付することとし、電子調達システムによる送信との分割は認めない。

また、電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を電子調達システムにより、申請書等として送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
  - (イ) 電子メールする書類の目録
  - (ウ) 電子メールする書類のページ数
  - (エ) 送信年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス
- 電子メールの場合の送付先は、上記4(1)①のとおりとする。

② 紙入札による場合

提出期間は、令和8年6月10日から令和8年6月30日までの9時から17時までとする。ただし、休日を除く。受付場所は、上記4(1)①のとおりとする。

(5) 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官等から説明を求められた場合には入札公告及び入札説明書において求められた資格要件を有することについて、入札日の前日までにその者の負担において説明をしなければならない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無については、令和8年7月3日までに電子メールにより通知する。

また、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) その他

- ① 提出された証明書類は、返却しない。
- ② 支出負担行為担当官等は、提出された証明書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 上記4(6)の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、その認められなかった理由について、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和8年7月14日
- ② 提出場所：上記4(1)①のとおり。
- ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

電子メールによる場合は、送信の後に上記4(1)①に提出した旨を電話により連絡すること。紙入札の場合は持参による提出を認める。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年7月16日までに説明を求めた者に対し、電子メールにより回答する。

6 提案書等の提出方法

上記4(6)により、競争参加資格があると認められた者は、以下により誓約書、評価項目一覧及び提案書を提出すること。

- (1) 評価、加点の基準については「評価項目一覧表」による。
- (2) 応札者が提出すべき資料については以下に定めるものとする。

① 誓約書

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書

② 評価項目一覧

発注者が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書のページ番号を記載したもの

③ 提案書

仕様書に記載されている要件をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり

- (ア) 調査の内容、方法及び作業計画等

- (イ) 組織の類似調査の業務経験、調査実施能力（学識経験者関係含む）及び管理・バックアップ体制等
- (ウ) 業務従事者の業務経験、調査内容に関する知識・知見及び資格等
- (エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進

(3) 作成様式について

- ① 提案書は A4 版カラーにて印刷し、大きな図面等が必要な場合は原則として A3 版にて提案書の中に折り込むこと。
- ② 提出物は紙資料 6 部とともに電子記録媒体でも提出する。  
ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。
  - ・ Microsoft Word
  - ・ Microsoft Excel
  - ・ Microsoft PowerPoint
  - ・ その他のアプリケーション PDF ファイル (Adobe Acrobat 11 以下)
  - ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式 ・ 圧縮ファイル LZH 形式なお、電子記録媒体についてはウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付すること。
- ③ 電子調達システムにより入札に参加する場合は、システム上で電子ファイルを提出することにより紙資料及び電子記録媒体の提出を省略することができる。ただし、システム上で提出できるファイルのサイズは合計 10MB が上限であることから、この上限を超える場合は、紙資料及び電子記録媒体を上記 4 (1)①に提出することとし、システム上にはその旨を記載した任意様式のファイルを提出すること。
- ④ 提出期間は、令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 7 月 10 日までの 9 時から 17 時までとする。ただし、休日を除く。  
期間内に提案書の提出がない者は本競争に参加できないので留意すること。

(4) 提案書作成の留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的知識、商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。  
なお、必要に応じて用語解説などを添付すること。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとしてパンフレット、比較表等を添付すること。
- ③ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。  
なお、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。
- ④ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと発注者が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。  
なお、補足資料の提出、補足説明等を発注者が求める場合があるので、併せて留意すること。
- ⑤ 提出された提案書等の返却はしない。
- ⑥ 企画提案会は実施せず、書類審査とする。なお、提案書等に対し、質問等を通知する場合がある。
- ⑦ 提出された提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数で決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。
- ⑧ 再委託（事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。）を予定

している場合は、軽微（事務的業務であって再委託する金額が請負金額の50%以下であり、かつ、100万円未満）なものを除き、再委託先の氏名又は名称、再委託の業務範囲、契約金額及び再委託を行う必要性を明記すること。

ただし、原則として再委託する金額が請負金額の50%を越える場合は、再委託の承認を行わないので留意すること。

## 7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①受領期間：令和8年6月10日から令和8年7月9日17時までとする。

持参する場合は、上記期間内の9時から17時までとする。

ただし、休日を除く。

②提出場所：上記4(1)①のとおり。

③提出方法：原則として電子メールによる（受領期限必着）。

この場合、上記4(1)①に提出した旨を電話により通知すること。

(2) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合は、書面（電子メール）により回答する。また、次のとおり九州森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

回答期間は令和8年7月14日から令和8年7月16日までとする。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 電子調達システムによる入札の受付開始は、令和8年7月14日9時00分から。

(2) 電子調達システムによる入札の受付締切は、令和8年7月17日10時00分まで。

(3) 紙入札方式による入札の投函締切は、令和8年7月17日10時00分とし、九州森林管理局1階会議室において入札を行う。

(4) 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受領期限は、令和8年7月16日15時までに上記4(1)①の提出場所への必着とする。

(5) 開札は、令和8年7月17日10時05分とし、九州森林管理局1階会議室において行う。なお、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。また、上記4(6)の審査で不合格となった者の入札書は開札しない。

(6) 紙入札方式による入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

## 9 入札手続等

(1) 入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 執行時の競争参加資格の確認

競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された者で、身分が確認できるもの及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

(3) 暴力団排除に関する誓約事項の確認

競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 10 落札者の決定

(1) 本事業の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

### (ア) 落札方式

次の要件をすべて満たしている者のうち数値の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。
- ②「評価項目一覧」に記載されている要件のうち必須とされた項目をすべて満たしていること。

### (イ) 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝（1－入札価格/予定価格）×価格点の配分

### (ロ) 得点配分

本事業における総合評価点の配分は以下のとおりとする。

- ①技術点（必須項目）30点
- ②技術点（任意項目）70点
- ③価格点50点

### (ハ) 加点方法

#### ①基礎点

基礎点は、評価項目のうち必須項目にのみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていなければ0点のいずれかになる。

#### ②加点

加点は、評価項目のうち任意項目に設定されている。

加点は、評価基準に照らし、その充足度に応じて点数が付されるため、基礎点と異なり様々な点数となる。

(2) 落札となるべき同点の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## 11 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

### ア 提出を求める資料等

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 手持ち事業の状況
- ④ 手持ち資材の状況
- ⑤ 資材購入先一覧
- ⑥ 手持ち機械の状況
- ⑦ 労務者等の具体的供給見通し
- ⑧ 過去に受注した同種の事業名及び発注者
- ⑨ 信用状況の確認
- ⑩ その他必要な事項

イ 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以

内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、開札後に予決令第 85 条に基づく調査基準価格に満たない者に対して追加資料の提出に対する意向の確認を求めた際に、追加資料の提出の意向のない場合は、追加資料の提出を行わない旨を書面にて提出するものとする。この場合は、当該者の入札は無効となるが、当該者に対して入札無効以外の不利益な措置が課せられるものではない。

なお、追加資料を提出する場合で、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反したものとしてその入札を無効とする。

## 12 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### (2) 契約書の要否

別途示す契約書案により契約書を作成するものとする。

### (3) 支払条件

支払は、業務終了後の検査の合格に基づく受託者からの支払い請求に基づいて行われるものとし、前払い、部分払いは行わないものとする。

### (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

### (5) このほか、入札者注意書及び競争契約入札心得による。

### (6) 競争参加資格確認資料提出期限の前日まで、過去の業務報告書の閲覧をすることができる。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

(表紙1-1)

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 眞城 英一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました令和8年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の2(2)及び入札説明書の記2(2)に定める全省庁統一資格の「資格審査結果の通知書」の写し
- 2 入札公告の記の2(4)及び入札説明書の記2(6)①に定める土壤汚染対策法第3条第1項に基づき、環境省が定める「指定調査機関」であることの通知の写し。
- 3 入札公告の記の2(4)及び入札説明書の記2(6)②に定める地中に埋設された農薬の埋設箇所を特定するための地中探査業務及び農薬の成分等の分析、掘削対象範囲の確定業務の実績の契約書類の写し

(備考) 紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

令和〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 眞城 英一 殿

住所  
代表者氏名

### 技術提案書の提出について

令和 年 月 日付けで公告のありました「令和8年度埋設除剤の掘削処理に関する調査業務」  
に関わる業務を受注したいので、下記の技術提案関係資料を提出します。

なお、提案の採否に関わらず、仕様書に記載されている要件を遵守することを誓約します。

#### 記

1 評価項目一覧

2 提案書

担当者名：  
役 職：  
電話番号：  
メールアドレス：

技術提案  
令和 8 年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務

会社名：

評価項目：調査業務の実施方針等

項目 1 調査内容の妥当性、独創性

項目 2 調査方法の妥当性、独創性

項目 3 作業計画の妥当性、独創性

注 1 具体的な技術提案について記載すること。

注 2 技術提案は、具体的かつ簡素に記載すること。

技術提案  
令和 8 年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務

会社名：

評価項目：組織の経験・能力

項目 1 類似調査業務の経験

項目 2 組織としての調査実施能力（学識経験者2名の選考方法、助言等を含めること。）

項目 3 調査業務にあたっての管理・バックアップ体制

注 1 具体的な技術提案について記載すること。

注 2 技術提案は、具体的かつ簡素に記載すること。

技術提案  
令和 8 年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査業務

会社名：

評価テーマ：業務従事者の経験能力

項目 1 類似調査業務の経験

項目 2 調査内容に関する専門知識・適格性

項目 3 業務歴、資格、学歴等

注 1 具体的な技術提案について記載すること。

注 2 技術提案は、具体的かつ簡素に記載すること。

## 賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について

### 1 趣旨

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）を受けて、政府において賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、令和4年4月1日以降に契約するものから、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げの実施を表明した企業等に対して加点措置を行います。

なお、本措置は、以下の通知等に基づき、全省的に取り組むものです。

- 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号財務大臣通知）
- 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について」（令和3年12月17日付け財計第4804号財務大臣通知）

### 2 措置の内容

(1) 国の調達において、応札者が給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）（※）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等の場合1.5%）以上とする旨を「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1の1又は1の2）により表明した場合に加点します。

(2) 発注者は、契約の相手方の事業年度等終了後に、契約の相手方が（1）により表明した賃上げが実行されているか確認します。

このため、契約の相手方になった場合には、発注者の指示に従い、「従業員への賃金引上げ実績整理表」（様式2の1又は2の2）及び「法人事業概況説明書」等の提出が必要になります。

(3) (2)の確認の結果、(1)により表明した賃上げが実行されていない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は発注者が指示する資料の提出がない場合は、当該事実判明後、全省庁における総合評価落札方式による調達において、1年間、所定の点数を減点します。

※ 企業の決算期（事業年度又は暦年）により、対前年度又は対前年を判断してください。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）  
（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

年 月 日  
株式会社○○○○  
（住所を記載）  
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日  
株式会社○○○○  
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印  
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式1の1）と中小企業等用（様式1の2）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）  
（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を  
対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

年 月 日  
株式会社○○○○  
（住所を記載）  
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によっ  
て、代表者から説明を受けました。

年 月 日  
株式会社○○○○  
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印  
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式1の1）と中小企業等用（様式1の2）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

## 従業員への賃金引上げ実績整理表

## 1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

## 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」÷ 「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷ 「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
株式会社○○○○  
(住所を記載)  
代表者氏名 ○○ ○○

## (留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

## 従業員への賃金引上げ実績整理表

## 1 賃上げ実績

前年(度)の給与総額 ①	当年(度)の給与総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

## 2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)」で算出した給与総額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日  
 株式会社○○○○  
 (住所を記載)  
 代表者氏名 ○○ ○○

## (留意事項)

前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを添付してください。

別紙2

○令和8年度埋設除草剤の掘削処理に関する調査事業  
**評価項目一覧（提案要求事項）**

	評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			備考
				合計	基礎点	加 点	
	調査業務の実施方針等						
○	調査内容の妥当性、独創性	仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか 偏った内容の調査になっていないか	必須	10	10	—	
〃		仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか		10	—	10	
○	調査方法の妥当性、独創性	課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか 調査項目・調査手法が明確であるか	必須	10	10	—	
〃		調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか		10	—	10	
○	作業計画の妥当性、効率性	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか	必須	5	5	—	
〃		事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか		5	—	5	
	組織の経験・能力						
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を最低1回は実施しているか		5	—	5	
		過去に同様の調査を豊富に実施しているか		5	—	5	
	組織としての調査実施能力	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか  (注) 情報管理適正化通知1. (1) ア及びイに規定する要件のすべてを満たす契約の場合は、以下の項目を評価要素として盛り込むこと。  ・契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか ・農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないこ	必須	3	3	—	

	とを保障する履行体制を有しているか ・契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか					
	幅広い知見・ネットワークを持っているか 優れた情報収集能力を持っているか		5	—	5	
調査業務に当たった管理・バックアップ体制	円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか 管理者の経験や知見はあるか		2	—	2	
業務従事者の経験・能力						
類似調査業務の経験	過去に同様の調査を実施しているか 過去に委員会を運営した経験があるか		3	—	3	
調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する知識・知見を持っているか	必須	2	2	—	
	調査内容に関する人的ネットワークを持っているか		5	—	5	
業務歴、資格、学歴等	業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか  (注) 情報管理適正化通知 1. (1) ア及びイに規定する要件のすべてを満たす契約の場合は、以下の項目を評価要素として盛り込むこと。なお、この場合は、評価区分を「必須」にすること。  ・契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか ・契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有しているか ・他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるか		5	—	5	

	ワーク・ライフ・バランス等の推進						
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けているか</p> <p>（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし 10点（5点） ※1</li> <li>・えるぼし3段階目 8点（4点） ※2</li> <li>・えるぼし2段階目 7点（3点） ※2</li> <li>・えるぼし1段階目 4点（2点） ※2</li> <li>・行動計画 2点（1点） ※3</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定  ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定  なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。  ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>（２）次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定企業 8点（4点）</li> <li>・くるみん認定企業（新基準） 6点（3点） ※4</li> <li>・くるみん認定企業（旧基準） 4点（2点） ※5</li> </ul> <p>※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定  ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定</p> <p>（３）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定 8点（4点）</li> </ul> <p>※6 （１）～（３）のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。</p>		10	-	10	

	賃上げを実施する企業						
	賃上げの実施を表明した企業等	賃上げを実施する企業として、以下の（１）又は（２）の表明をしているか。 （１）大企業に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨を従業員に表明していること （２）中小企業等に該当する場合は、事業年度（又は暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を１.５％以上増加させる旨を従業員に表明していること		5	—	5	

(注) 表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目であり、評価項目の小項目ごとに設定している。

### 評価項目一覧（添付資料）

資料項目	資料内容	提案の要否	提案書頁番号
実施体制及び担当者略歴	本調達履行のための体制図	必須	
	各業務担当者の略歴	必須	
会社としての実績	本領域における実績	任意	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等	任意	
賃上げの実施を表明した企業等	(別添) 「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(様式1の1又は1の2)	任意	

(注) 提出の有無欄は、提出されている場合は○印、提出されていない場合は×印を付する。